

第2次光市再犯防止推進計画

令和8年3月

光市

はじめに

本市では、誰もが住み慣れた地域で安全に、そして安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指し、令和3年に「光市再犯防止推進計画」を策定しました。以来、保護司、更生保護女性会、協力雇用主といった民間協力者や関係機関の皆様とともに、罪を犯した人たちの円滑な社会復帰と、地域での孤立防止に向けた支援を展開しています。



しかし、全国的に刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は約5割という高い水準で推移しており、本市においても再犯防止は依然として極めて重要な課題となっています。また、近年は薬物やアルコール等の依存症、高齢者や障害のある方の福祉的支援の必要性など、対象者が抱える課題も多様化・複雑化しています。

こうした背景を踏まえ、この度、令和8年度からの新たな指針となる「第2次光市再犯防止推進計画」を策定しました。本計画では、これまでの取組を継承しつつ、市民の皆様との参画と協働をさらに推し進めます。

「再犯をさせない」ことは、新たな被害者を生まず、市民の皆様の安全を守ることに直結します。罪を犯した人が過ちを悔い、地域社会の一員として再生するためには、行政の支援に加え、地域の皆様の温かい「理解」と「おもいやり」が不可欠です。

市としましては、この計画のもと、国や県、市民の皆様と一丸となって、誰一人取り残されることのない、安全・安心で光かがやく社会を築いていくために全力を尽くしてまいりますので、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました策定委員会の皆様をはじめ、関係各位に対し深く感謝申し上げます。

令和8年3月

光市長 芳岡 統

目 次

第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制等	2
第2章 犯罪を取り巻く現状について	
1 刑法犯検挙者中の再犯者人員及び再犯者率	3
2 山口県刑法犯検挙（発生地主義）状況	4
3 光市刑法犯検挙（発生地主義）状況	5
4 国・県の取組事項	
（1）国の取組事項	6
（2）県の取組事項	7
5 「光市再犯防止推進計画」の検証	8
第3章 基本的な考え方	
1 基本方針	13
2 市の取組事項（基本目標）	13
第4章 市の取組事項	
I 就労・住居の確保	14
1 就労の確保	14
2 住居の確保	19
II 保健医療・福祉的支援	21
1 高齢者又は障害のある人等への支援	21
2 薬物依存症者等への支援	25
III 非行の防止	27
IV 関係機関・団体等との連携強化	31
V 広報・啓発活動の推進	34
第5章 計画の推進	40
資 料	
相談先一覧	41
用語解説	45
再犯の防止等の推進に関する法律 概要	49
光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱	51
光市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿	53

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万件をピークに令和3年にかけて減少傾向にありましたが、それ以後はやや増加しており、令和5年は約70万件となっています。また、検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）は5割弱と依然として高く、地域社会の安全・安心を確保するため、再犯防止の取組の推進が重要課題となっています。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくなく、その再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等が必要となり、国だけでなく、地方公共団体、民間協力者が緊密に連携協力し、総合的に取組を進めていく必要があります。

2016(平成28)年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務となりました。

こうした中、本市は、2021年(令和3年)3月に「光市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の推進に係る各種の施策・事業を実施してきました。

国や地方公共団体、民間協力者が、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本市も、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて再犯防止を進めていくことが重要であるとの認識のもと、引き続き、再犯防止の推進をめざす必要があります。

再犯防止の推進は、効果がすぐにあらわれるものではなく、継続的な支援が必要な取組です。今後も本市として再犯防止を推進するため、ここに「第2次光市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「光市総合計画」を上位計画とし、国の「第二次再犯防止推進計画」（2023年(令和5年)3月17日閣議決定）及び「第二次山口県再犯防止推進計画」（2024年(令和6年)3月策定）を踏まえ策定するとともに、法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、「光市総合計画」との整合を図りつつ、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

令和	6	7	8	9	10	11	12	13	
西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
光市総合計画			第3次光市総合計画	次期光市総合計画					
光市再犯防止推進計画		光市再犯防止推進計画	第2次光市再犯防止推進計画						

4 計画の策定体制等

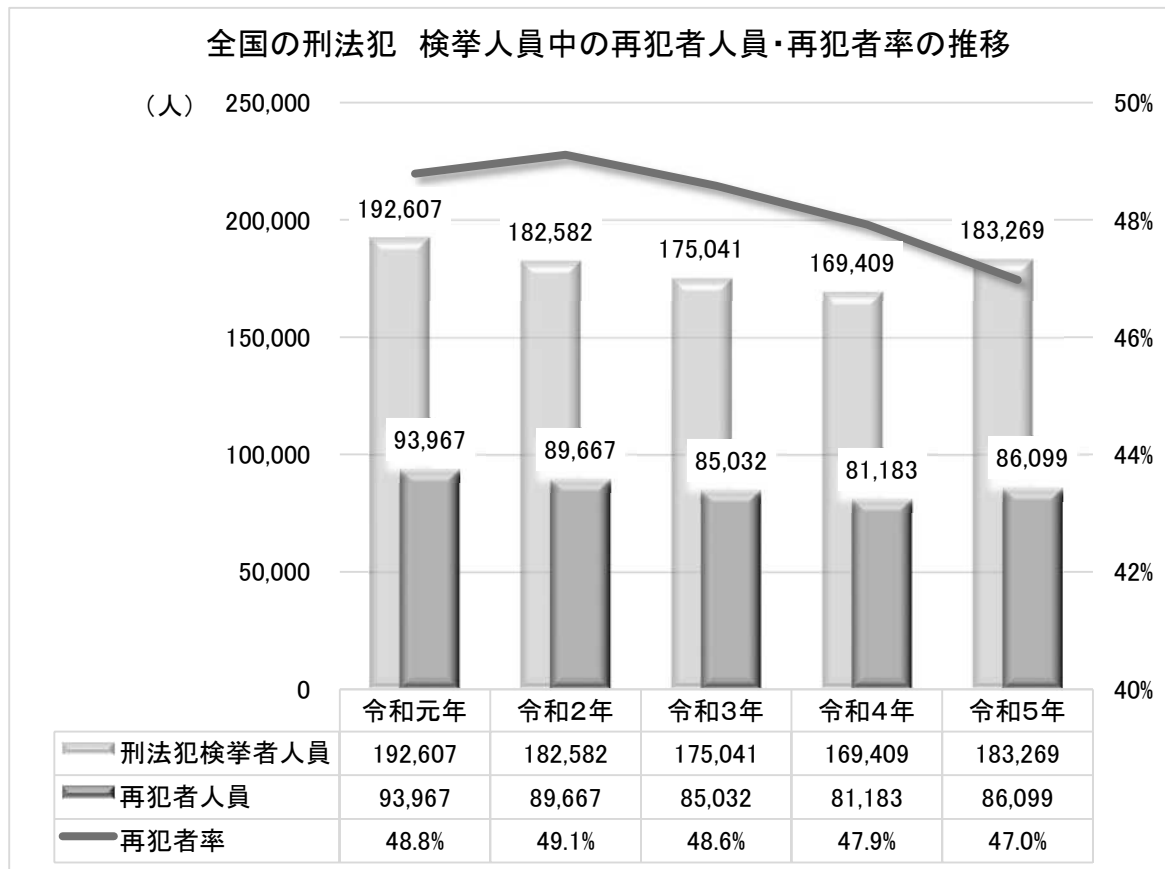
本計画の策定に当たっては、国・県関係機関、司法関係機関、社会福祉・地域協力団体、民間協力団体及び学校関係、市・教育委員会の委員で構成する「光市再犯防止推進計画策定委員会」を設置し、計画の策定を進めました。

第2章 犯罪を取り巻く現状について

1 刑法犯検挙者中の再犯者人員及び再犯者率

全国の刑法犯の検挙人員及び再犯者人員は、平成16年以降減少傾向にありましたが、令和5年は増加に転じています。

また、再犯者率は48%前後で推移しており、令和5年の再犯者率は47.0%となっています。



注 1 警察庁の統計による。
出典：犯罪白書（法務省）

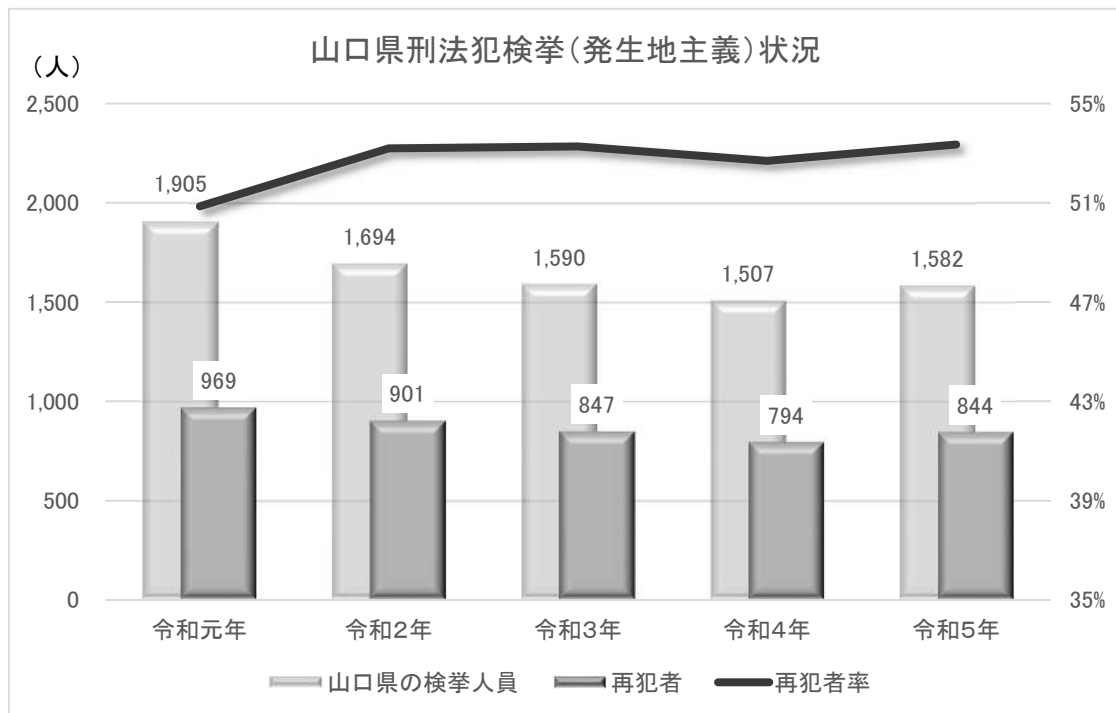
2 山口県刑法犯検挙（発生地主義）状況

山口県における刑法犯の検挙人員は1,500人超で推移しています。

また、県における再犯者率は、50%超で推移しています。

光市における刑法犯の検挙人員は40人前後で推移しています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山口県の検挙人員	1,905	1,694	1,590	1,507	1,582
うち初犯者	936	793	743	713	738
うち再犯者	969	901	847	794	844
再犯者率	50.9%	53.2%	53.3%	52.7%	53.4%
うち光市の検挙人員	56	45	33	35	41
光市の割合	2.9%	2.7%	2.1%	2.3%	2.6%



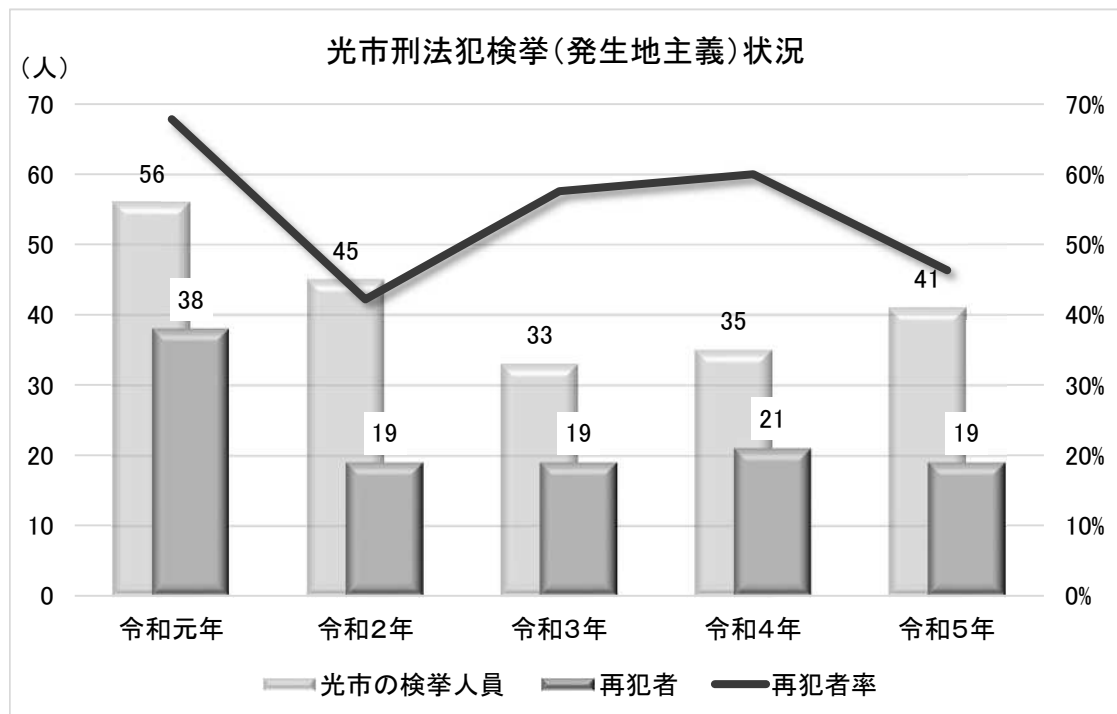
出典：山口県警察

3 光市刑法犯検挙（発生地主義）状況

令和5年の光市の刑法犯検挙人員は41人で、令和4年の35人から、やや増加しています。

また、再犯者人員は、近年20人前後で推移しています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
光市の検挙人員	56	45	33	35	41
うち初犯者	18	26	14	14	22
うち再犯者	38	19	19	21	19
再犯者率	67.9%	42.2%	57.6%	60.0%	46.3%



出典：山口県警察

4 国・県の取組事項

(1) 国の取組事項

国は、再犯防止推進法に基づき、第二次再犯防止推進計画の取組事項を定めています。

【再犯防止推進法（2016(平成28)年12月施行）】

第4条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【第二次再犯防止推進計画（2023(令和5)年3月閣議決定）】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

(2) 県の取組事項

山口県は、国の第二次計画を踏まえ、広域自治体として取り組むべき施策を5つの柱に整理し、その取組の方向性を記載しています。

【第二次山口県再犯防止推進計画（2024(令和6)年3月策定）】

- I 就労・住居の確保
 - 1 就労の確保
 - 2 住居の確保
- II 保健医療・福祉的支援
 - 1 高齢者又は障害のある人等への支援
 - 2 薬物依存症者等への支援
 - 3 広域・専門的支援
- III 非行の防止と修学支援
- IV 関係機関・団体等との連携強化
- V 広報・啓発活動の推進

5 「光市再犯防止推進計画」の検証

2021年（令和3年）3月に策定した「光市再犯防止推進計画」では、以下の5つの基本目標を立て、再犯防止に繋がる取組を行ってきました。

I 広報・啓発活動の推進

【主な取組】

- 毎年7月の再犯防止啓発月間に、「社会を明るくする運動」と連携して、市内のショッピングセンター等で街頭啓発を、主要交差点で啓発立哨を行い、広報・啓発に取り組みました。
- 山口県主催の「やまぐち再犯防止ネットワーク協議会」への出席や矯正施設の視察、矯正展やパネル展示に協力しました。
- 市内各小学校・私立幼稚園の人権教育担当職員を対象とした研修会や、全教職員が参加する人権教育講演会に加えて、校内研修に人権教育課職員を派遣し、一人ひとりを大切にしている教育活動や児童生徒に対する指導のあり方等について研修を行いました。また、すべての学校・園において人権参観日・人権講演会を実施し、児童生徒、保護者に対する広報活動や研修機会の充実を図りました。
- 市内の事業所や社会教育関係団体に人権教育課の職員を派遣して人権教育研修講座を実施するとともに、光市民ホールや市内のコミュニティセンターを会場に、地域住民を対象とした人権教育講演会を実施することで、研修機会の充実を図りました。

【課題】

再犯の防止等に関する取組は、地域住民にとっては身近な課題ではないため、関心と理解が得にくいものとなっています。

そのため、犯罪をした者等の更生について、広く地域住民に理解を求める広報・啓発活動を推進し、個人や団体、関係機関が協力し合える、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが重要です。

II 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【主な取組】

- 光市生活自立支援センターの生活困窮者自立支援事業において、令和5年度は109人から延べ233件の相談があり、一般就労開始19件、就職活動開始4件、生活保護適用14件、医療機関診断開始1件、自立意欲の向上・改善6件の支援を行いました。

- ハローワークとの連携のもと、15人の対象者に対し、延べ154件の支援を行いました。
- 若者への就労支援として、しゅうなん若者サポートステーションと連携し、働いていない若者に対して、臨床心理士による無料の就職相談会を年2回開催しました。
- 障害のある人の就労支援として、障害のある人がやりがいを感じながら就労することができるよう、関係機関と連携し、就労に必要な相談、訓練等の機会を提供しました。
- 高齢者福祉対策事業として、就労の場を提供し、公園緑地等の環境美化に努めました。就労内容は、市内の公園や緑地等5か所の清掃、除草作業等を実施しました。また、光市シルバー人材センターが実施する会員確保や資質向上、就業機会の開拓、技能講習・研修会の開催等の取組を支援し、高齢者の就労支援を促進しました。

【課題】

刑務所に再び入所した者のうち、犯行時に無職であった者の割合は、約7割を占めており、有職の再入者の2.7倍にも上っています。

不安定な就労が再犯のリスクとなっており、再犯の防止を推進するためにも就労の支援や雇用の確保が重要な課題となっています。

(2) 住居の確保

【主な取組】

- 市広報や市ホームページ等に、市営住宅の案内や募集状況等を掲載し、情報提供に努めました。また、住まいにお困りの方に、市営住宅の入居への相談を受け付け、入居条件の説明や空き住戸の情報提供等を行いました。
- 離職等の理由により収入が減少し、住居を喪失する可能性がある人に対し、家賃相当額を給付し、令和5年度は2件の対象者に対し、19万5千円の給付を行いました。

【課題】

刑務所を出所する時に適切な帰住先のない者の割合は、16%前後で推移しています。また、帰住先が確保されていない者が出所後2年以内に再度刑務所へ入所する割合は、更生保護施設等へ入所した者と比べて高くなっています。

住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止を推進する上で重要な課題となっています。

Ⅲ 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援

【主な取組】

- 基幹型地域包括支援センター、東部地域包括支援センター、西部地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談に対応しています。令和5年度は、9,505件の相談に応じました。
- 障害のある人に対し、居宅介護等必要なサービスが提供されるよう、関係事業所等と連携を図り、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援しました。令和5年度は、通年で居宅介護が4,991時間、生活介護が36,880日、短期入所が3,015日のサービスを提供しました。
- 携帯電話やスマートフォンを使って気軽にセルフメンタルチェックができ、相談窓口の情報も入手できる「こころの体温計」を光市ホームページにて実施し、こころの健康について啓発しました。「こころの体温計」には、10,328件のアクセスがありました。
- 障害のある人が自立した生活ができるよう、関係機関等との連携を図りながら、その人の心身状況や障害特性に応じたサービスの提供に努めました。

【課題】

高齢の出所者が、出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、他の世代に比べて高く、一方で知的障害のある犯罪加害者は再犯に至るまでの期間が短いことが分かっています。

このような、社会的に弱い立場にある者に対しては、関係機関と連携を取りながら、適切な保健医療や福祉的支援などを提供し、安定した生活を確保していくことが重要な課題となっています。

(2) 薬物依存症者等への支援

【主な取組】

- 通院しながら継続的に精神療法や薬物療法による治療を受けている人から、通院費用を軽減する自立支援医療費の支給申請を受け付けています。令和5年度は、767人の利用がありました。
- 各学校の主に小学校6年生、中学校3年生を対象として、学校薬剤師等の外部講師を招き「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を開催しました。開催後は報告書を取りまとめ、県に報告しました。

【課題】

刑務所に再入所した者のうち、覚せい剤取締法違反による者の割合は、全体の約30%を占める状況となっています。また、大麻の乱用をはじめ、

アルコールや薬物、ギャンブル等に依存し、そこから抜け出せない者も少なくありません。

依存症は病気の一つであるという認識のもと、治療に対する本人の意識改革や関係する周囲の人の理解が課題となっており、依存症に対する理解の促進と、関連機関の連携による依存症回復への取組が求められます。

IV 非行の防止と修学支援

【主な取組】

- 「光っ子サポーター」を増員し、特別な配慮を要する児童生徒が在籍する学校にサポーターを配置することで、よりきめ細かな指導体制を確立するとともに、学級の安定化を図りました。
- 各学校において学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるための協議や学校運営基本方針の承認などを行い、特色ある学校づくりを推進しました。
- 「あいさつ運動」、「子ども見守り活動」などの取組を行い、青少年の健全育成を図ったほか、教育相談事業として電話による「ヤングテレフォンひかり」を実施しました。
- 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助しました。令和5年度の就学援助認定率は、小学校で13.58%、中学校で14.08%となりました。
- 多様化する生徒指導上の諸課題に対して、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を、児童生徒や保護者のニーズに応じて学校や家庭等へ派遣し、状況の改善に向けた支援を行いました。令和5年度は、SCの派遣が55回220時間、SSWの派遣が175回454時間となりました。

【課題】

少年院への新収容者の20%は高等学校に進学しておらず、約40%は高等学校を中退しています。また、刑法犯で検挙された少年のうち、再び検挙されることとなった少年の割合は約30%となっています。

一方、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約70%は復学等が決定しないまま少年院を出院しているといった課題もあります。

しかし、高等学校への復学や進学、高等教育の修学支援については、国や県、関係機関が担っているのが現状です。

市としては、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっていることを踏まえると、非行防止に向けた取組を優先的に進めていく必要があります。

V 関係機関・団体等との連携強化

【主な取組】

- 保護司会や更生保護女性会、民間協力者等と、効果的な連携体制の構築に努めました。また、保護司会、更生保護女性会の会議開催等におけるサポートを行うとともに、両団体と連携し、社会を明るくする運動のなかで、街頭啓発運動や作文コンテストを実施しました。
- 地域自立支援協議会を年3回開催し、障害のある人や福祉従事者、有識者などから幅広く地域の障害福祉に関するシステムづくりへの意見を伺いました。また、関係機関によるネットワークの構築や地域課題に対応するための協議を行いました。
- 市内小・中・高等学校、光警察署、光地区消防組合、光市青少年センター、少年安全サポーター等から構成される光市校外補導連盟と連携し、長期休業中や市行事開催時など、学校外における児童生徒の生活指導や見守り（補導）活動を行い、児童生徒の健全育成を図りました。
- 山口県青少年補導センター連絡協議会を毎年11月に開催し、各地での補導活動の取組について情報交換を行い、青少年の非行防止、被害防止に努めました。

【課題】

再犯を防止するためには、犯罪をした者等がその責任を自覚すると同時に、被害者の心境を理解して、自ら社会へ復帰しようとする努力が大切です。

そのためには、犯罪をした者等が抱える様々な困難を周囲が理解し、地域社会で孤立しないよう、関係機関や団体、地域住民が連携し、支援をしていくことが重要な課題となっています。

第3章 基本的な考え方

1 基本方針

法第3条に規定された「基本理念」及び国の「第二次再犯防止推進計画」の基本方針並びに「第二次山口県再犯防止推進計画」における県の取組事項とともに、本市においても、現行計画の検証を踏まえ、犯罪や非行の防止や、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

2 市の取組事項（基本目標）

国との適切な役割分担のもと、「住民に身近な行政」の立場から取り組む施策について、県の示す5つの柱の方向性を踏まえ、県の取組の方向性と同調し、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止するため、市の施策を活用して、次に掲げる5つの事項に取り組みます。

【5つの基本目標】

- I 就労・住居の確保
- II 保健医療・福祉的支援
- III 非行の防止
- IV 関係機関・団体等との連携強化
- V 広報・啓発活動の推進

第4章 市の取組事項

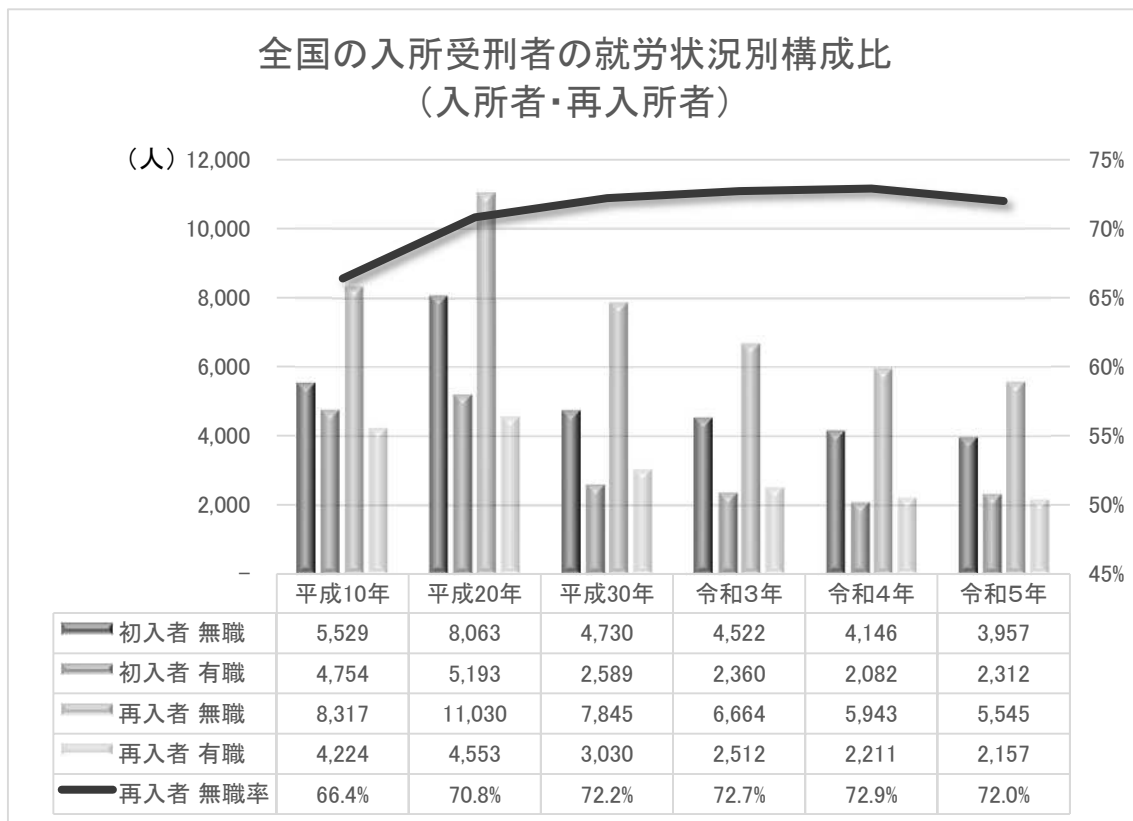
I 就労・住居の確保

1 就労の確保

(1) 現状と取組の方向性

犯罪をした者等の就労確保は、その前歴や、知識・資格等を有していないことなどの理由で求職活動が進まない場合があります。また、社会人としてのマナーや人間関係の形成等のために必要な能力が身につけていないなどの理由から、就職できてもすぐ離職してしまう場合もあります。

就労は、安定した生活を送るための重要な基盤であり、就労できないことが再犯のリスクとなることから、再犯防止のためには就労の確保や継続が重要となります。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

出典：犯罪白書（法務省）

(2) 取組事項

犯罪をした者等の再犯を防止するため、就労の確保に係る既存の各支援制度の相談窓口について情報提供を行うとともに、相談を受け付け、自立の支援に取り組みます。

【具体的な取組】

○生活困窮者自立支援事業
生活困窮者が抱える複合的な問題を解決するため、相談内容に対し適切な支援計画を策定し、関係機関と調整・連携を図り自立を支援します。
市の担当課 福祉総務課
関係団体等 光市生活自立相談支援センター（光市社会福祉協議会内）、下松公共職業安定所（ハローワーク下松）、法テラス・弁護士会無料相談、職業訓練機関、光市民生委員児童委員協議会
【令和6年度の取組実績等】 128人から延べ1,422件の相談があり、うち支援により生活状況の変化が見られたケースは、一般就労開始37件、生活保護適用19件、自立意欲の向上・改善10件、就職活動開始13件、その他44件となりました。

○就労支援プログラム
ハローワークの就職支援ナビゲーターの巡回相談やハローワークへの同行訪問等を実施し、就労支援を行い、生活保護受給者等の自立を支援します。
市の担当課 福祉総務課
関係団体等 下松公共職業安定所（ハローワーク下松）
【令和6年度の取組実績等】 13人の対象者に対し、延べ154件の支援を実施し、3人の就労開始及び増収による自立に繋がりました。

○若者への就労支援

「しゅうなん若者サポートステーション」と連携し、ストレスや悩みを抱え、働いていない若者（15歳から49歳まで）に対して、無料就職相談、カウンセリング等の就労支援を実施します。

市の担当課
商工振興課

関係団体等
しゅうなん若者サポートステーション

【令和6年度の取組実績等】

15歳以上49歳未満の無就業者に対し、臨床心理士による無料の就職相談会を年2回開催しました。

○高齢者福祉対策事業

主に低所得高齢者の就労の場として、公園や街路樹等の清掃や除草作業等を実施し、就労者の生活支援を図ります。

市の担当課
高齢者支援課

【令和6年度の取組実績等】

高齢者に就労の場を提供し、公園緑地等の環境美化に努めました。就労内容としては、市内の公園や緑地等5か所の清掃、除草作業等を実施しました。就労人員は28人となりました。

○高齢者への就労支援

光市シルバー人材センターと連携し、60歳以上で働く意欲のある健康な市民に対して、臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を提供します。

市の担当課
商工振興課

関係団体等
光市シルバー人材センター

【令和6年度の取組実績等】

光市シルバー人材センターが実施する会員確保や資質向上、就業機会の開拓、技能講習・研修会の開催等の取組を支援し、高齢者の就労支援を促進しました。

○障害のある人の就労支援

障害者就業・生活支援センター(ワークス周南)やハローワーク、企業、障害福祉サービス事業所等と連携し、障害のある人の一般就労や福祉的就労の促進及び就労の定着を支援します。

市の担当課

福祉総務課

関係団体等

障害者就業・生活支援センター(ワークス周南)、下松公共職業安定所(ハローワーク下松)、山口障害者職業センター、障害福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等)

【令和6年度の取組実績等】

障害のある人がやりがいを感じながら就労することができるよう、関係機関と連携し、就労に必要な相談、訓練等の機会を提供しました。

・利用実績/延べ利用日数

就労移行支援 719日

就労継続支援 36,187日

就労定着支援 70日

就業に関しては、国の機関である保護観察所で幅広い業種の事業主の方々に協力雇用主を募集し、犯罪や非行をした人の就業先の確保に努めています。

●再犯防止を支える協力雇用主

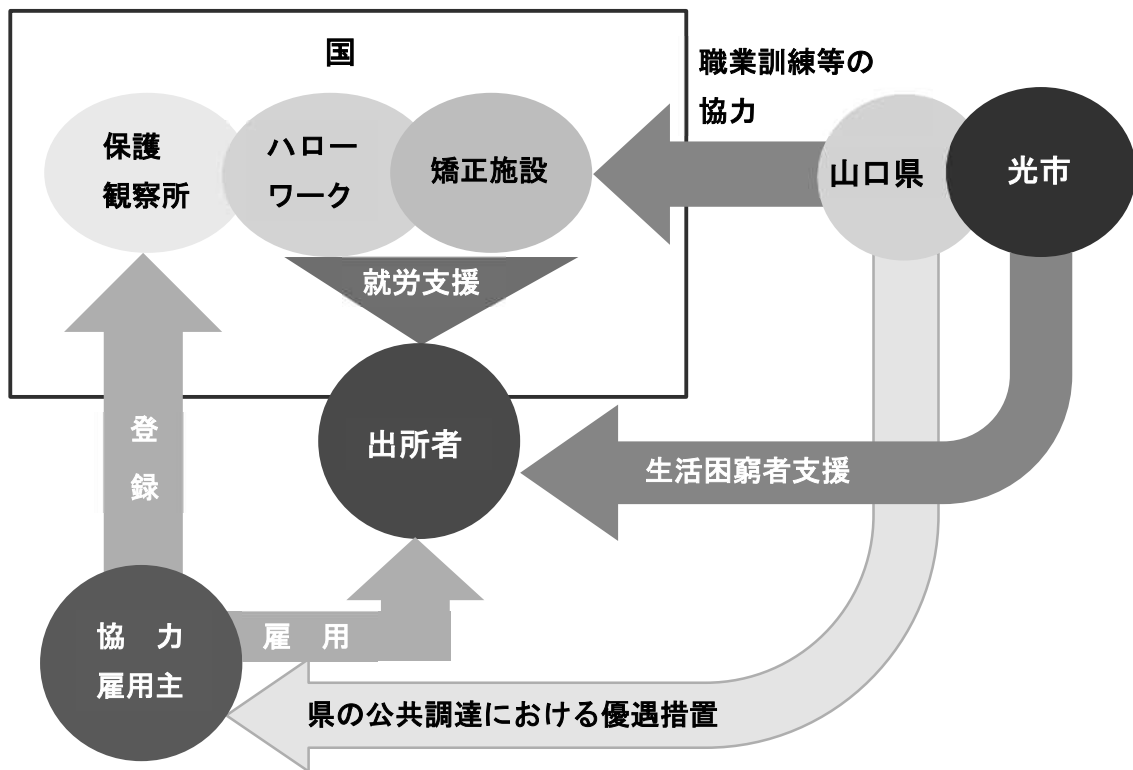
犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってこられます。これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

山口保護観察所では、幅広い業種の事業主の方々に協力雇用主としてご登録いただき、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰に向けて、ご協力をお願いしています。

次の図は、国・県・市町が連携する、「就労の確保」取組のイメージ図です。

「就労の確保」取組のイメージ

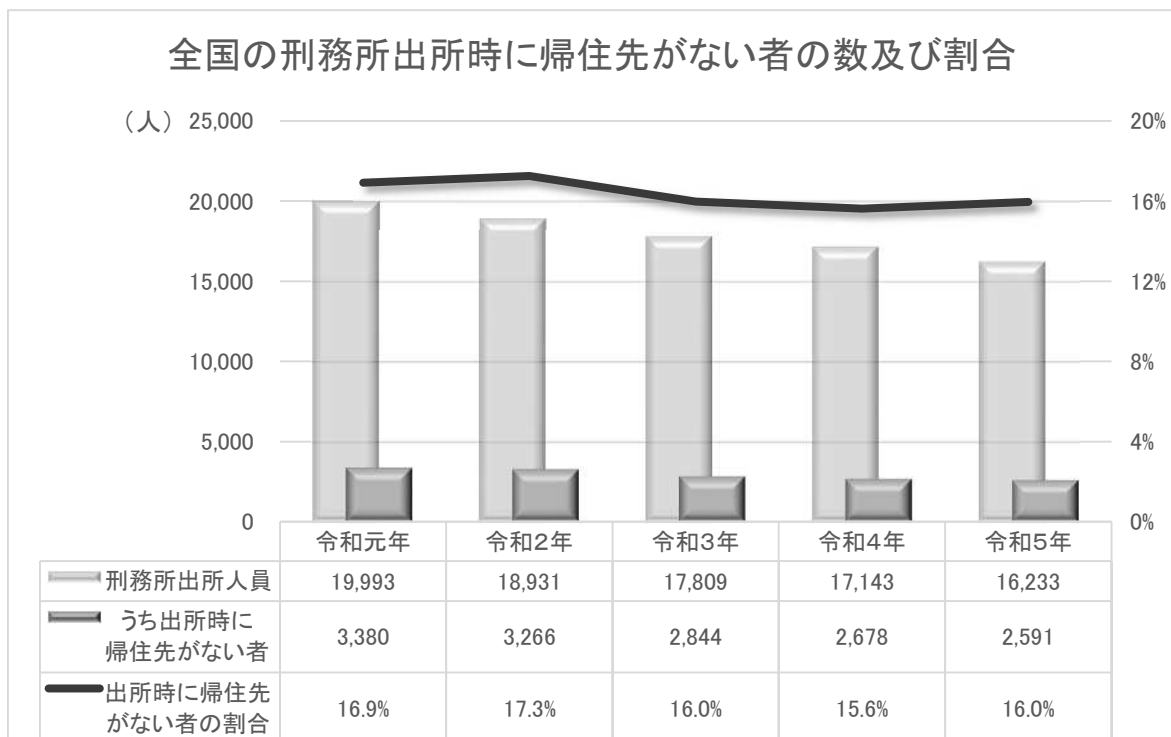


2 住居の確保

(1) 現状と取組の方向性

犯罪をした者等が、刑務所出所時に帰住先がない割合は、おおよそ16%となっており、6人に1人が住居不定となっています。住居がないことは、経済的、社会的、心理的な側面から人を追い詰め、再犯に追い込む大きな要因となります。

住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための基盤であり、再犯防止を図る上においても大変重要な取組です。



出典：矯正統計調査（法務省統計）

(2) 取組事項

犯罪をした者等の再犯を防止するため、住居の確保に関する各支援制度の相談や情報提供等の支援に取り組めます。

【具体的な取組】

○生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給

離職、廃業、収入の著しい減少等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれがある人に対し、基準で定められた家賃相当額の給付を行います。

市の担当課
福祉総務課

関係団体等
光市生活自立相談支援センター（光市社会福祉協議会内）

【令和6年度の取組実績等】

生活困窮者からの様々な相談を受けましたが、給付金の支給対象となる相談はありませんでした。

○市営住宅の入居相談

市営住宅の公募状況について市広報や市ホームページなどにおいて情報提供するとともに、随時、入居希望者等に対し、入居の相談を行います。

市の担当課
建築住宅課

【令和6年度の取組実績等】

市広報や市ホームページ等において、市営住宅の一覧や募集状況等を掲載し、情報提供に努めました。また、住まいにお困りの方に、市営住宅の入居の相談を受け付け、入居条件の説明や空き住戸の情報提供等を行いました。

・入居状況

入居受付	30件
入居	18件

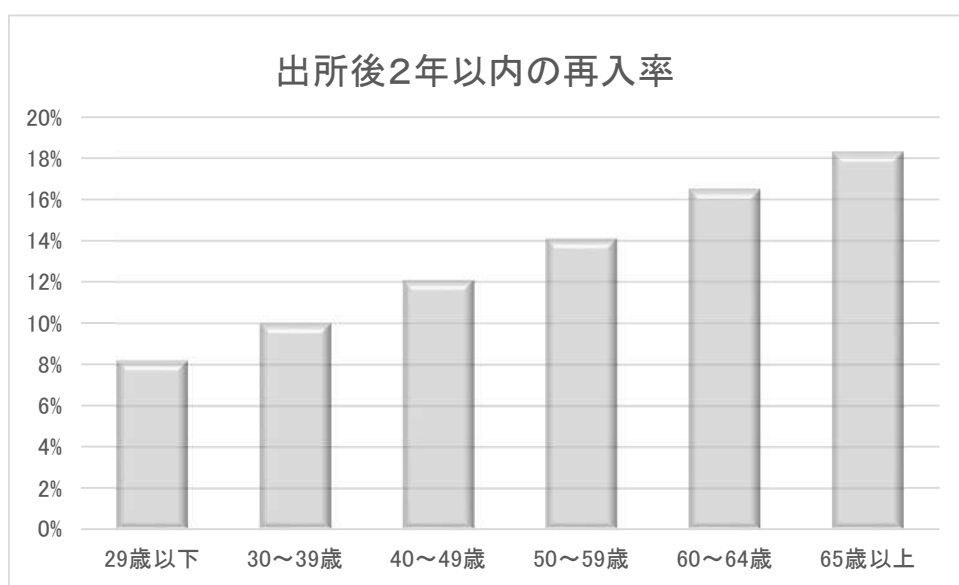
Ⅱ 保健医療・福祉的支援

1 高齢者又は障害のある人等への支援

(1) 現状と取組の方向性

出所後2年以内の再入率を見ると、年齢が高くなるのに従い再入率が高くなっていることが分かります。また、知的障害のある受刑者は、一般に再犯に至るまでの期間が短い傾向にあります。

再犯を防ぐためには、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が、保健医療や福祉サービス等を適切に利用し、地域社会のセーフティネットの中で安心して生活できるようにすることが重要です。



- 注 1 「2年以内の再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
- 2 年齢は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

出典：犯罪白書（法務省）

(2) 取組事項

高齢者や障害のある人の支援に関する市の関係機関等と地域の支援関係者や関係機関とが連携して、犯罪をした高齢者や障害のある人に対して、それぞれの状況に応じた適切な福祉サービスの提供に取り組みます。

【具体的な取組】

○総合相談事業	
高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。	
市の担当課 高齢者支援課	
関係団体等 光市民生委員児童委員協議会、医療機関、山口県介護支援専門員協会、山口県社会福祉協議会、光市社会福祉協議会、山口県弁護士会	
【令和6年度の取組実績等】 基幹型地域包括支援センター、東部地域包括支援センター、西部地域包括支援センターにおいて、12,090件の総合相談に対応しました。	

○民生委員・児童委員による相談・支援	
住民の身近な相談相手として、また、住民と行政をつなぐパイプ役として、見守り活動等の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。	
市の担当課 福祉総務課	
関係団体等 光市民生委員児童委員協議会、光市社会福祉協議会	
【令和6年度の取組実績等】 ・民生委員・児童委員への相談及び支援件数 2,962件 (うち高齢者に関する件数 2,071件)	

○成年後見制度利用支援	
成年後見制度を利用する際に、状況に応じて市長が後見人の申立てを行ったり、申立ての費用を助成したりします。	
市の担当課 高齢者支援課、福祉総務課	
関係団体等 光市社会福祉協議会	
【令和6年度の取組実績等】 ・高齢関係 市長申立 5件 報酬助成 6件 ・障害関係 市長申立 なし 報酬助成 1件	

○障害に関する相談窓口
障害のある人やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、地域で自立した生活を営むことができるよう相談員が支援します。
市の担当課 福祉総務課
関係団体等 障害者総合相談支援事業所
【令和6年度の取組実績等】 障害に関するあらゆる相談に対応し、必要な情報提供や医療・福祉関係機関等につなぐ等の支援に努めました。 ・相談の状況（実績／延べ相談件数） 2,544件

○障害福祉サービスの利用
居宅介護（ヘルパー）や生活介護などの障害福祉サービスの利用により、障害のある人が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援します。
市の担当課 福祉総務課
関係団体等 障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所
【令和6年度の取組実績等】 必要な人に必要なサービスが提供されるよう、関係事業所等と連携を図り、速やかな対応に努めました。 ・主なサービスの利用状況（利用実績／延べ利用時間（日数）） 居宅介護 4,713時間 生活介護 35,783日 短期入所 3,904日

<p>○共同生活援助（グループホーム）の利用支援</p>
<p>障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事など、日常生活上の援助を行います。</p>
<p>市の担当課 福祉総務課</p>
<p>関係団体等 障害福祉サービス事業所（共同生活援助）、指定相談支援事業所</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】 関係機関等と連携を図りながら、障害のある人の心身状況や障害特性に応じたサービスの提供に努めました。 ・共同生活援助の利用実績／延べ利用日数 10,163日</p>

<p>○健康相談</p>
<p>○心の健康相談</p>
<p>○こころのホッと相談（旧名称：癒しのカウンセリング）</p>
<p>電話、メール、来所等により、保健師が心と体の健康相談に応じます。また、保健師及び公認心理師による「こころのホッと相談」を実施します。</p>
<p>市の担当課 健康増進課</p>
<p>関係団体等 周南健康福祉センター</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】 健康相談は621回実施し、1,138人の相談を受けました。心の健康相談は延べ183人の相談を受けました。こころのホッと相談は16回実施し、電話相談1人、オンライン相談1人、公認心理士相談1件を含め15人の相談を受けました。 「こころの体温計」は、11,258件のアクセスがありました。</p>

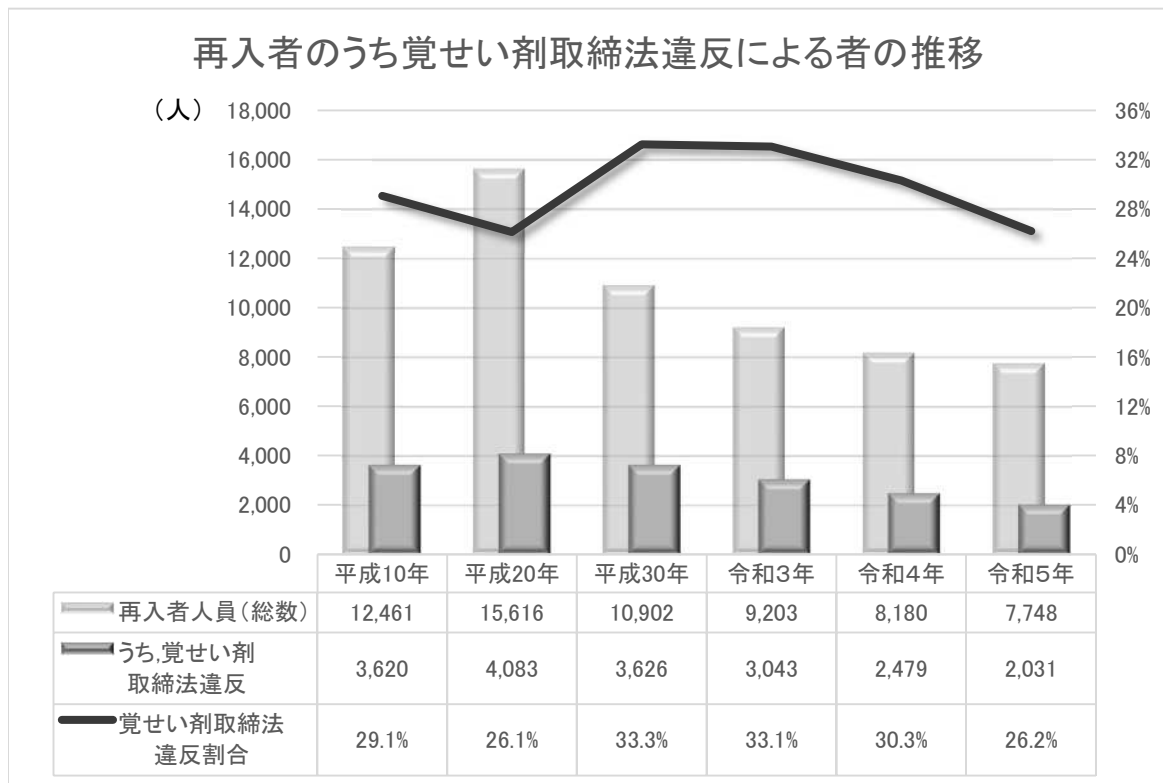
2 薬物依存症者等への支援

(1) 現状と取組の方向性

全国の薬物事犯検挙者の大部分を占める覚せい剤取締法違反による検挙者数は、近年減少傾向にあるものの、引き続き高い水準にあります。加えて、同法違反の成人検挙人員のうち、同一罪名再犯者の人員が占める割合の推移を見ると、近年上昇傾向にあり、令和5年は、67.0%となっています。

また、再入者のうち、覚せい剤取締法違反によるものの割合は、約30%で推移しています。

他の犯罪に比べ薬物依存による再犯率が高い傾向にあることから、再犯防止に向けた取組が重要です。



出典：犯罪白書（法務省）

(2) 取組事項

薬物依存に関する理解を得るよう、犯罪をした者等や、学校、地域住民等に啓発します。また、依存症治療について、一定の条件により一部経費の軽減を行います。

【具体的な取組】

○自立支援医療（精神通院）の利用
依存症の治療のための通院費用を軽減します。
市の担当課 福祉総務課
関係団体等 山口県健康増進課、自立支援医療指定医療機関
【令和6年度の取組実績等】 継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている人からの自立支援医療費の支給申請を受付けました。 ・自立支援医療（精神通院）の利用者数 764人

○「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施
薬物乱用の危険性を周知徹底するとともに、薬物乱用による弊害を正しく認識することや自分の大切さに気づき、誘いを断る的確な判断力を養うために、教室を実施します。
市の担当課 教育委員会学校教育課
関係団体等 山口県教育庁（学校安全・体育課）、周南健康福祉センター、光警察署
【令和6年度の取組実績等】 各学校において実施計画を策定し、主に小学校6年生、中学校3年生を対象として、学校薬剤師等の外部講師を招いて「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を開催しました。なお、開催後は報告書を取りまとめ、県に報告をしました。

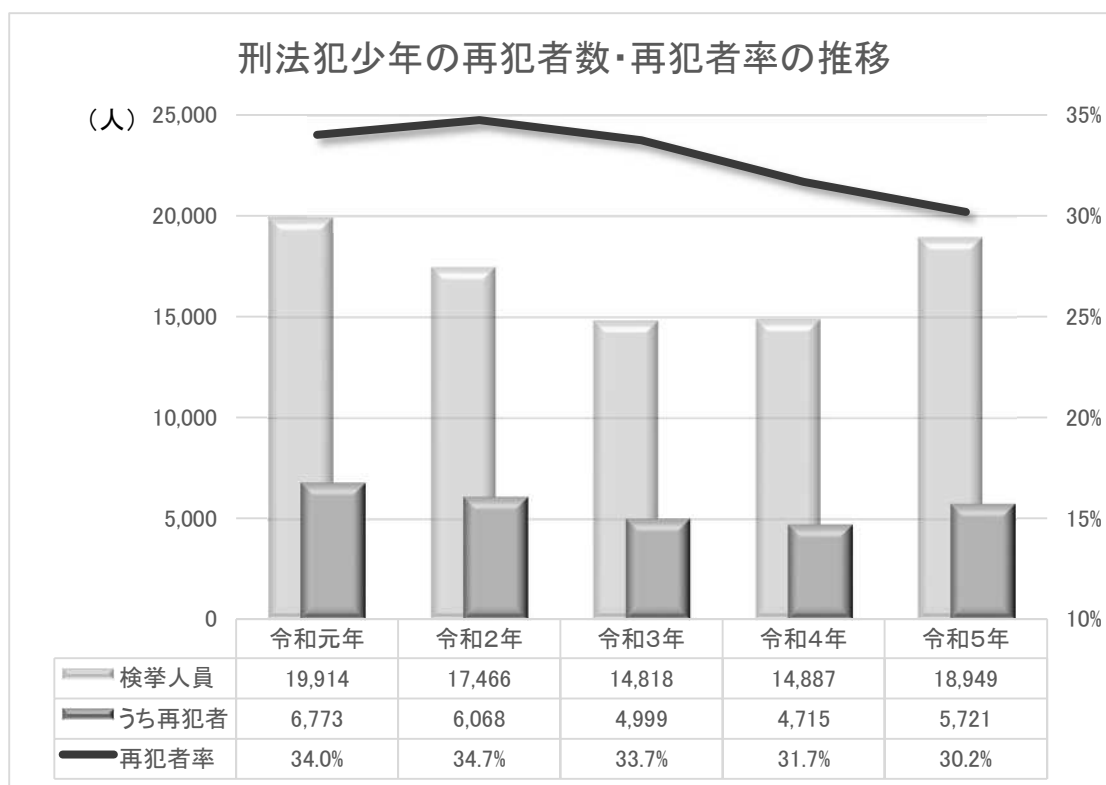
○薬物乱用相談
薬物乱用に関する相談を受け付けます。
市の担当課 健康増進課
関係団体等 山口県薬物乱用対策推進本部（県薬務課）、山口県警察本部
【令和6年度の取組実績等】 山口県精神保健福祉センター（心の健康電話相談）及び周南健康福祉センターで相談を受けており、相談窓口の周知を図りました。

Ⅲ 非行の防止

(1) 現状と取組の方向性

急速な科学技術の進展等により、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、スマートフォンやインターネットを介したトラブルに青少年が巻き込まれるなど、新たな課題が生じています。一方で、規範意識の低下や人間関係の希薄化、複雑な家庭環境、貧困等といった問題を抱え、非行に走る児童生徒も一定数存在します。

このような変化や課題に対し、家庭、学校、地域が、それぞれの緊密な連携のもと青少年に関わり、犯罪行為への加担の防止や非行の防止等を推進していくことが重要です。



注 1 触法少年(14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者)を含まない。

出典：警察白書(警察庁)

(2) 取組事項

学校をはじめとして、地域の団体等と連携して児童生徒の非行の防止に向けて取り組めます。

【具体的な取組】

○青少年健全育成事業

○教育相談事業

○青少年補導委員の研修会及び補導活動のための情報交換会

学校、家庭、地域の連携による青少年の健全育成に向けた気運の醸成を図り、地域や家庭におけるふれあいや対話の促進、いじめや不登校に対する相談体制の充実を図ります。

市の担当課

教育委員会文化・社会教育課

関係団体等

光市青少年センター、光市青少年健全育成市民会議

【令和6年度の取組実績等】

・青少年健全育成事業

11の地区会議とともに、「あいさつ運動」、「子ども見守り活動」などの取組を行い、青少年の健全育成を図りました。

・教育相談事業

電話やメールによる「ヤングテレフォンひかり」を実施しました。また、毎月1回、専門家による教育相談を実施しました。

・青少年補導委員研修会及び補導活動のための情報交換会

210名程度の補導委員を委嘱し、9地区で地区別研修会を実施しました。各地区で計年間120回程度の見守り（補導）活動を実施しました。

○専門家派遣による支援

生徒指導上の諸課題や特別支援教育にかかわる教育相談の充実、環境改善を図るために、児童生徒や保護者のニーズや状況に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し、教室復帰を促進するなどの取組や状況の改善に向けた支援を行います。

市の担当課

教育委員会学校教育課

【令和6年度の取組実績等】

多様化する生徒指導上の諸課題に対して、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを、児童生徒や保護者のニーズに応じて学校や家庭等へ派遣し、状況の改善に向けた支援を行いました。

・光市SC派遣事業（市独自の事業） 50回 200時間派遣

・不登校未然防止事業（SSW派遣） 192回 480時間派遣

○光市青少年補導委員連絡協議会
光市教育委員会から委嘱された「光市青少年補導委員」が、青少年の補導活動（自主的常時活動・組織的計画活動・行事的特別活動）に併せて安全見守りパトロールを実施します。
市の担当課 教育委員会文化・社会教育課
関係団体等 光保護区保護司会、光市更生保護女性会、光市大和更生保護女性会、光市民生委員児童委員協議会、光市子ども会育成連絡協議会、光市青少年健全育成市民会議、光警察署少年相談員、光市校外補導連盟、光市内小・中学校、義務教育学校、光市内高等学校、光市内小・中学校P T A、義務教育学校P T A、光市内高等学校P T A、光市内大型店舗
【令和6年度の取組実績等】 長期休業中や市行事開催時などに各地区における巡回見守り（補導）活動を行い、児童生徒の非行防止及び青少年の健全育成を図りました。 また、毎年委嘱を受けた補導委員に対し、9地区すべてで「地区別研修会」を実施しました。年間を通じての情報交換等は、年3回の幹事会にて行いました。

○光市校外補導連盟
光市内の小・中学校、義務教育学校、高等学校における生徒指導上必要な情報の意見交換及び関係機関との協力によって、校外生徒指導体制の充実強化を図ります。また、長期休業中や市内行事等における校外巡視を実施します。
市の担当課 教育委員会文化・社会教育課
関係団体等 光市内小・中学校、義務教育学校、光市内高等学校、光警察署、光地区消防組合、光市青少年センター、少年安全サポーター
【令和6年度の取組実績等】 長期休業中や市行事開催時など、学校外における児童生徒の生活指導や見守り（補導）活動を行い、児童生徒の健全育成を図りました。 また、総会（年1回）と幹事会（年3回程度）を実施し、情報交換とともに課題解決に向けた具体的な協議を行いました。

<p>○光市コミュニティ・スクール推進事業</p>
<p>各学校において学校運営協議会を設置し、学校、保護者、地域住民の連携・協働により、青少年のふるさとへの誇りや愛着を育むとともに、豊かな学びや育ちを社会総掛かりで支え、非行の防止と青少年の安全確保につなげます。</p>
<p>市の担当課 教育委員会学校教育課</p>
<p>関係団体等 光市小・中学校校長会、光市内幼稚園・保育園、光市内高等学校、光市小・中学校PTA連合会、光市教育開発研究所、光市連合自治会、光市社会福祉協議会</p>
<p>【令和6年度の実績等】 学校運営協議会において、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるための協議や学校運営基本方針の承認などを行い、特色ある学校づくりを推進しました。 「15歳のめざす姿」を、学校、家庭、地域が共有するとともに、積み重ねや連続性を考慮した教育活動を展開する小中一貫教育の取組と一体的に推進することで、子どもたちの学びや育ちを支えました。</p>

IV 関係機関・団体等との連携強化

(1) 現状と取組の方向性

法では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ施策を講ずることとされています。そのためには、更生保護行政を担う国、住民に身近な県・市の連携だけではなく、地域社会における関係機関、関係団体等で連携体制を構築し、支援していくことが重要です。

(2) 取組事項

国や県、刑事・司法関係機関、関係団体と情報共有を行いながら連携し、民間協力者や地域住民との適切な役割分担により、効果的な連携体制の構築に努めます。

特に、更生保護や非行防止の取組を支える保護司会、更生保護女性会と行政機関との連携強化を図ります。

【具体的な取組】

○関係機関、団体、地域との連携
更生保護や非行防止の取組を支える保護司会や更生保護女性会、民間協力者や地域住民との適切な役割分担により、効果的な連携体制の構築に努めます。また、犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援の必要性について理解を得るため、社会を明るくする運動などにおいて啓発を行います。
市の担当課 人権推進課
関係団体等 光保護区保護司会、光市更生保護女性会、光市大和更生保護女性会、光警察署、光市防犯協会、人権擁護委員、光市青少年健全育成市民会議、山口県青少年育成アドバイザー、光市社会福祉協議会、光市青少年センター、少年安全サポーター
【令和6年度の取組実績等】 保護司会、更生保護女性会の会議開催等におけるサポートを行いました。 また、両団体と連携し、社会を明るくする運動のなかで、街頭啓発運動や作文コンテストを実施しました。

○光保護区保護司会
<p>更生保護サポートセンターひかりを更生保護活動の拠点とし、保護司が関係機関や団体等と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。</p> <p>また、社会を明るくする運動や地域の人権に関する行事などに協力し、更生保護事業の普及・啓発を図ります。</p>
<p>市の担当課 人権推進課</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】</p> <p>保護司会光支部に対して補助金を支給し、更生保護サポートセンターひかりの運営や保護司の活動を支援しました。</p>

○光市校外補導連盟（再掲）
<p>光市内の小・中学校、義務教育学校、高等学校における生徒指導上必要な情報の意見交換及び関係機関との協力によって、校外生徒指導体制の充実強化を図ります。また、長期休業中や市内行事等における校外巡視を実施します。</p>

○周南広域校外補導連絡協議会
<p>周南広域圏内（周南市・下松市・光市）における児童生徒の校外補導上必要な情報交換等を実施し、校外補導体制の充実強化を図ります。また、毎年11月に「子ども・若者育成支援強調月間（内閣府）」において、協議会組織者及びボランティアによる街頭啓発を実施します。</p>
<p>市の担当課 教育委員会文化・社会教育課</p>
<p>関係団体等 周南広域圏内の校外補導連盟、少年安全サポーター、関係警察署、周南児童相談所、徳山地区高等学校等生徒指導連絡協議会</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】</p> <p>周南広域圏の学校外における児童生徒の生活指導や見守り（補導）活動を行い、児童生徒の健全育成を図りました。</p> <p>また、3市関係者による協議会を年2回、理事会を年3回開催するとともに、11月に青少年健全育成啓発グッズを配布し、キャンペーンを行いました。</p>

○地域自立支援協議会
障害のある人や福祉従事者、有識者などから幅広く地域の障害福祉に関するシステムづくりへの意見を伺い、施策に反映させるとともに、地域の課題や情報を共有します。
市の担当課 福祉総務課
関係団体等 教育機関、障害福祉サービス事業所、光市社会福祉協議会、光市民生委員児童委員協議会
【令和6年度の取組実績等】 年間1回の協議会を開催し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域課題に対応するための協議を行いました。

○山口県青少年補導センター連絡協議会
県内青少年補導センター等の相互連絡提携を密にし、その活動推進と青少年の非行防止・被害防止に努めるため、事務局を輪番制で当該センター内に置き、年1回連絡協議会を開催し、情報交換及び研修会を行います。
市の担当課 教育委員会文化・社会教育課
関係団体等 光市青少年センター、山口市青少年センター、下関市青少年補導センター、宇部市教育委員会教育支援課、周南市青少年育成センター、防府市青少年育成センター、山陽小野田市青少年育成センター、柳井市青少年育成センター、平生町青少年育成センター
【令和6年度の取組実績等】 年1回11月に連絡協議会を開催し、各地での補導活動の取組について情報交換を行い、青少年の非行防止、被害防止に努めました。

○光市再犯防止施策推進協議会
第2次光市再犯防止推進計画における取組の進捗状況を把握し、当面する課題について情報共有を図るとともに、市民への啓発を行い、再犯防止の推進に向け連携して取り組みます。
市の担当課 人権推進課
関係団体等 光保護区保護司会、光市更生保護女性会、光市大和更生保護女性会ほか

V 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と取組の方向性

再犯の防止や犯罪をした者等の更生には、広く市民の理解と協力が不可欠ですが、まだ関心や理解が十分に深まっているとは言えません。

特に検挙人員や再犯者が増加している現状から、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について、市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

(2) 取組事項

再犯防止の重要性について地域住民への理解と協力を促進するため、行政と地域の関係団体等が主体となり、広報・啓発活動を実施するとともに、学校や地域社会における人権教育等の取組に努めます。

【具体的な取組】

○再犯防止に関する啓発

犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、一般市民に対する再犯防止の啓発を行います。

市の担当課

人権推進課

【令和6年度の取組実績等】

社会を明るくする運動と連携して、7月の「再犯防止啓発月間」に街頭啓発等を実施しました。

このほか、保護司会光支部の要請により、岩国刑務所が実施する矯正展やパネル展示に協力しました。

また、山口県主催の「やまぐち再犯防止推進ネットワーク協議会」への出席や矯正施設（山口刑務所）の視察に参加しました。

○社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

7月は「社会を明るくする運動強調月間」です。光市においては、光市推進委員会及び社明大使（市内高校の生徒）による街頭啓発を実施します。

また、市内の各小・中学校、義務教育学校に作文を募集し、表彰を行います。

市の担当課

人権推進課

関係団体等

社会を明るくする運動光市推進委員会

【令和6年度の取組実績等】

市内高校生2名を「社明大使」に任命し、光市推進委員会会議において「社明大使」から推進委員長（市長）に対し内閣総理大臣メッセージの伝達式を行いました。

特に、7月は、法務省が主唱する「第74回社会を明るくする運動」の強調月間であることから、社会を明るくする運動光市推進委員会（光市推進委員会委員、市内の高等学校、更生保護関係者、青少年健全育成市民会議等）と連携し、7月11日に街頭啓発を、また、7月22日、24日の2日間、光駅・光駅前交差点、島田市交差点、光市役所前交差点の3箇所で啓発立哨を行いました。

●社会を明るくする運動光市推進委員会は、次の団体等で構成されています。

光保護区保護司会、光市更生保護女性会、光市大和更生保護女性会、光警察署、光市防犯協会、光市交通安全協会、人権擁護委員、光市連合自治会、光市青少年健全育成市民会議、山口県青少年育成アドバイザー、光市内高等学校、光市内小・中学校、義務教育学校、光市小・中学校PTA、光市社会福祉協議会、光市教育委員会、光市青少年センター、少年安全サポーター

<p>○青少年の被害・非行防止全国強調月間</p>
<p>7月は「青少年の被害・非行防止全国強調月間」です。青少年の被害・非行防止に対する国民の理解を更に深めるため、全国各地で広報啓発活動などの取組を実施します。光市においても、社会を明るくする運動とともに取り組みます。</p>
<p>市の担当課 教育委員会文化・社会教育課</p>
<p>関係団体等 光市青少年健全育成市民会議、光市青少年センター</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】 青少年センターホームページ及び光市校外補導連盟幹事会等で周知を図るとともに、掲示用ポスター配布や「社会を明るくする運動」と共に啓発活動を行いました。</p>

<p>○学校における人権教育・道徳教育</p>
<p>光市学校人権教育研究会を中心に、基本的人権の意義や人権尊重の理念についての正しい理解、日常生活において人権の大切さに気付く豊かな感性を育むための研修、指導方法に関する研修等、研修機会の充実を図ります。</p>
<p>市の担当課 教育委員会人権教育課、学校教育課</p>
<p>関係団体等 光市内小・中学校、義務教育学校、光市内高等学校</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】 各学校・市立幼稚園の人権教育担当教員を対象とした研修会（年3回）や全教職員が参加する人権教育講演会（年1回）に加えて、校内研修に人権教育課職員を派遣し、一人ひとりを大切にする教育活動や児童生徒に対する指導のあり方等について研修を行いました。 また、すべての学校・園において人権参観日・人権講演会を実施しており、児童生徒、保護者に対する広報活動や研修機会の充実を図りました。</p>

○地域社会における人権教育
一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、さまざまな学習機会や学習方法、交流活動の支援に努めます。また、各事業所・各団体の指導者の養成を目的とした、光市人権教育指導者研究会を実施します。
市の担当課 教育委員会人権教育課
関係団体等 光市内各コミュニティ協議会
【令和6年度の取組実績等】 市内の事業所や社会教育関係団体に人権教育課の職員を派遣して20回の人権教育研修講座を実施するとともに、光市民ホールや市内のコミュニティセンターを会場として、地域住民を対象に14回の人権教育講演会を実施することで、研修機会の充実を図りました。

○薬物乱用対策実施への協力
県が実施する薬物乱用対策のうち、薬物乱用防止ポスターの掲示やリーフレットの設置を行います。
市の担当課 健康増進課
関係団体等 山口県薬物乱用対策推進本部（県薬務課）、山口県薬物乱用防止推進員協議会、周南健康福祉センター
【令和6年度の取組実績等】 国際麻薬乱用撲滅デーに合わせ、薬物乱用ポスターの掲示、リーフレットの設置を行いました。

○うそ電話詐欺被害防止対策の推進
メール配信サービス等による被害防止のための情報発信や街頭での啓発活動を実施します。
市の担当課 生活安全課
関係団体等 光地区防犯団体連合会
【令和6年度の取組実績等】 周南地区暴力追放運動協議会光支部総会で光警察署刑事課長より、うそ電話詐欺に係る講演を行いました。 メール配信によりうそ電話詐欺の情報発信を行いました。

○犯罪弱者等の安全対策の推進
犯罪等の未然防止に向けた情報発信、関係団体の活動支援や連携体制の充実を図ります。
市の担当課 生活安全課
関係団体等 光市安全会議
【令和6年度の取組実績等】 光市安全会議で光警察署生活安全課長及び光地区消防組合消防長の講演を行いました。 犯罪被害者防止条例の制定を行い、ホームページ等で啓発し、関係団体とも連携体制を構築しています。

○DV等相談支援体制の充実
被害者相談窓口の周知や関係機関との連携による被害者の保護、自立支援体制の充実を図ります。
市の担当課 福祉総務課、人権推進課
関係団体等 山口県男女共同参画相談センター、光警察署
【令和6年度の取組実績等】 相談窓口を設置し、関係機関との連携により相談体制の整備を図りました。

<p>○男女間の暴力等に関する情報提供と啓発</p>
<p>第4次光市男女共同参画基本計画（光市DV対策基本計画）に基づき、男女共同参画社会の実現や男女間の暴力の根絶に向け、あらゆる機会と媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。</p>
<p>市の担当課 福祉総務課、人権推進課、教育委員会人権教育課</p>
<p>関係団体等 山口県男女共同参画相談センター、光警察署</p>
<p>【令和6年度の取組実績等】 相談窓口において、相談対応を通して、支援等に関する基本的な情報提供を行いました。</p>

<p>○周南広域校外補導連絡協議会（再掲）</p>
<p>周南広域圏内（周南市・下松市・光市）における児童生徒の校外補導上必要な情報交換等を実施し、校外補導體制の充実強化を図ります。また、毎年11月に「子ども・若者育成支援強調月間（内閣府）」において、協議会組織者及びボランティアによる街頭啓発を実施します。</p>

<p>○光市再犯防止施策推進協議会（再掲）</p>
<p>第2次光市再犯防止推進計画における取組の進捗状況を把握し、当面する課題について情報共有化を図るとともに、市民への啓発を行い、再犯防止の推進に向け連携して取り組みます。</p>

第5章 計画の推進

再犯防止の実現に向けて、「第2次光市再犯防止推進計画」を総合的に推進していくためには、市内における連携を充実させるとともに、市民や事業所、関係機関・団体等が一体となって取り組む必要があることから、関係者との連携を図りながら適切な管理を行い、計画の実効性を高めていきます。

そのため、「第2次光市再犯防止推進計画」策定後に、関係機関や団体等で構成する「光市再犯防止施策推進協議会」を設置し、当面する課題について情報共有を図るとともに、地域におけるセミナー等を通し市民への啓発を行うなど、再犯防止の推進に向けて連携して取り組みます。

資 料

○相談先一覧

○用語解説

○再犯の防止等の推進に関する法律 概要

○光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

○光市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿

相談先一覧

市の取組事項	市の担当課 (相談窓口)	電話番号	掲載 ページ
I 就労・住居の確保			
1 就労の確保			
○ 生活困窮者自立支援事業	福祉総務課 ----- 光市生活自立相談支援センター（光市社会福祉協議会内）	0833-74-3004 ----- 0833-74-3020	15
○ 就労支援プログラム	福祉総務課	0833-74-3004	15
○ 若者への就労支援	商工振興課	0833-72-1519	16
○ 高齢者福祉対策事業	高齢者支援課	0833-74-3012	16
○ 高齢者への就労支援	商工振興課	0833-72-1519	16
○ 障害のある人の就労支援	福祉総務課	0833-74-3001	17
○ 協力雇用主に関する問い合わせ	山口保護観察所	083-922-1337	17
2 住居の確保			
○ 生活困窮者自立支援制度に係る住居確保給付金の支給	福祉総務課	0833-74-3004	20
○ 市営住宅の入居相談	建築住宅課	0833-72-1549	20
II 保健医療・福祉的支援			
1 高齢者又は障害のある人等への支援			
○ 総合相談事業	高齢者支援課	0833-74-3002	22
○ 民生委員・児童委員による相談・支援	福祉総務課	0833-74-3000	22

○ 成年後見制度利用支援	高齢者支援課	0833-74-3012	22
	福祉総務課	0833-74-3001	
○ 障害に関する相談窓口	福祉総務課	0833-74-3001	23
○ 障害福祉サービスの利用	福祉総務課	0833-74-3001	23
○ 共同生活援助（グループホーム）の利用支援	福祉総務課	0833-74-3001	24
○ 健康相談	健康増進課	0833-74-3007	24
○ 心の健康相談			
○ こころのホッと相談			

2 薬物依存症者等への支援

○ 自立支援医療（精神通院）の利用	福祉総務課	0833-74-3001	26
○ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	26
○ 薬物乱用相談	健康増進課	0833-74-3007	26
	山口県精神保健福祉センター（心の健康電話相談）	083-901-1556	
	周南健康福祉センター	0834-33-6424	

III 非行の防止

○ 青少年健全育成事業	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	28
○ 教育相談事業			
○ 青少年補導委員の研修			
○ 会及び補導活動のための情報交換会			

○ 専門家派遣による支援	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	28
○ 光市青少年補導委員連絡協議会	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	29
○ 光市校外補導連盟	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	29
○ 光市コミュニティ・スクール推進事業	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	30

IV 関係機関・団体等との連携強化

○ 関係機関、団体、地域との連携	人権推進課	0833-72-1459	31
○ 光保護区保護司会	人権推進課	0833-72-1459	32
○ 光市校外補導連盟(再掲)	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	32
○ 周南広域校外補導連絡協議会	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	32
○ 地域自立支援協議会	福祉総務課	0833-74-3001	33
○ 山口県青少年補導センター連絡協議会	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	33
○ 光市再犯防止施策推進協議会	人権推進課	0833-72-1459	33

V 広報・啓発活動の推進

○ 再犯防止に関する啓発	人権推進課	0833-72-1459	34
○ 社会を明るくする運動	人権推進課	0833-72-1459	35
○ 青少年の被害・非行防止全国強調月間	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	36
○ 学校における人権教育・道徳教育	教育委員会 人権教育課	0833-74-3603	36
	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	
○ 地域社会における人権教育	教育委員会 人権教育課	0833-74-3603	37

○	薬物乱用対策実施への協力	健康増進課	0833-74-3007	37
○	うそ電話詐欺被害防止対策の推進	生活安全課	0833-72-1452	38
○	犯罪弱者等の安全対策の推進	生活安全課	0833-72-1452	38
○	DV等相談支援体制の充実	福祉総務課	0833-74-3004	38
		人権推進課	0833-72-1459	
○	男女間の暴力等に関する情報提供と啓発	福祉総務課	0833-74-3004	39
		人権推進課	0833-72-1459	
		教育委員会 人権教育課	0833-74-3603	
○	周南広域校外補導連絡協議会（再掲）	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	39
○	光市再犯防止施策推進協議会（再掲）	人権推進課	0833-72-1459	39

用語解説

き ● 基幹型地域包括支援センター

高齢者等の介護・保健・医療・福祉に関する相談窓口となる地域包括支援センターの公正・中立な運用に向けた指導や困難事例に対する支援を行う統括的な役割を行う機関。本市では、あいぱーく光内に設置

● 帰住先がない者

健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者。帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者等を含む

● 矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設で、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所等

● 協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主

け ● 刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪

● 検挙

検察官・警察官などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること

● 検挙人員

警察などが検挙した事件の被疑者の数。被疑者とは、まだ起訴されていないが、犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっている者

こ ● 更生保護

犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組

●更生保護施設

刑事施設から釈放された人や、少年院から出院することとなった人が、帰宅先がない等の理由で直ちに自立することが難しい場合に、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行いその更生を支援する施設

●更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体

●公認心理師

心の問題を抱えている相談者に対し、保健医療や福祉、教育などの幅広い分野において、心理学に関するさまざまな専門的知識と技術をもって指導や助言、援助を行う専門職。国家資格

さ ●再入者

受刑のため、刑事施設に入所するのが2度以上の者及び少年矯正施設に2度以上入所・入院した者

●再入者率

新受刑者（裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所する等した受刑者）の数に占める再入者の割合

●再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

●再犯者率

刑法犯検挙人員に占める再犯者人員の割合

●再犯率

一度犯罪をした者が、その後に再び犯罪をする割合

し ●児童委員

民生委員が兼務しており、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人

す ●スクールカウンセラー（SC）

学校現場における、児童や生徒、保護者、教師の相談や支援を行う心理の専門職。心理学的支援に関する専門知識とスキルでカウンセリングを行い、心の悩みに寄り添い、早期の立ち直りや心のケアを促す

●スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育と福祉の専門知識をもとに、学校に関わる子どもたちが抱える様々な困難に対して支援を行う専門職。生活困窮、虐待、配偶者間暴力（DV）など、心理的な支援だけでは解決が難しい問題について、関係機関と連携しながら包括的に対応する

せ ●生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の生活に困窮している人に対し、自立相談支援や住居確保給付金の支給を実施することで、自立の促進を図る制度

●生活自立相談支援センター

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮に至った人に対して自立に向けた支援を行う相談支援機関。本市では、光市社会福祉協議会内に設置

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により物事を判断する能力が十分でない人の財産を守るための制度で、家庭裁判所に選任された成年後見人や保佐人等が、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行う

と ●同一罪名再犯者

前に同法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者

に ●認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数

は ●犯罪弱者

高齢者、障害者、児童、女性、貧困層、少数民族、難民など、社会的な立場が弱く、犯罪被害者になるおそれがある人

●犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者（再犯防止推進法第2条第1項）

ひ ●非行

14歳以上20歳未満の少年で刑法等の刑罰を規定した法令（刑罰法令）に違反した者（犯罪少年）及び14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者（触法少年）並びに性格又は環境に照らし、それらの行為をするおそれのある少年（ぐ犯少年）（少年法第3条第1項）

ほ ●保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの

●保護観察所

犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関

●保護司

犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員

み ●民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼任する

り ●臨床心理士

心の問題を抱えている相談者に対し、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて問題を解決する心の専門職。民間資格

【 再犯の防止等の推進に関する法律 概要 】

1 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2 定義（第2条）

- (1) 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- (2) 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3 基本理念（第3条）

- (1) 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- (3) 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- (4) 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4 国等の責務（第4条）

- (1) 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- (2) 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5 連携、情報の提供等（第5条）

- (1) 国及び地方公共団体の相互の連携
- (2) 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- (3) 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- (4) 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7 再犯防止推進計画（第7条）

- (1) 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- (2) 再犯防止推進計画において定める事項
- ア 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - イ 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - ウ 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - エ 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - オ その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- (3) 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- (4) 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11 基本的施策

【国の施策】

●再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

●再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

●社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

●再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12 施行期日等（附則）

- (1) 公布の日から施行
- (2) 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

光市告示第 8 4 号

光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）の規定に基づき、第 2 次光市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、光市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 8 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、光市及び光市教育委員会の職員のほか次に掲げる関係団体等からの推薦を受けた者又は市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国・県関係機関
- (2) 司法関係団体
- (3) 社会福祉・地域協力団体
- (4) 民間協力団体
- (5) 学校関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、任期途中で委員の変更が生じた場合における後任の者の任期は、その残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によりこれらを

決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年5月7日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

光市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿

区分	団体名	職名	氏名	備考
国・県関係 機関	山口地方検察庁	首席捜査官	秋田 健二	光市再犯防止推進 計画策定委員会設 置要綱第3条第2 項に基づく関係団 体等からの推薦を 受けた者
	山口刑務所	統括矯正処遇官 調査・支援担当	堤 俊介	
	山口保護観察所	保護観察官	三好 誓	
	下松公共職業安定所	統括職業指導官	南 政彦	
	光警察署	生活安全課長	遠藤 宣之	
司法関係 団体	山口県弁護士会	弁護士	前田 浩志	
社会福祉・ 地域協力 団体	光市社会福祉協議会	会長	梅本 貞則	
	光市民生委員児童委員協議会	会長	竹本 新助	
	光市コミュニティ連絡協議会	会長	平田 義夫	
民間協力 団体	光・下松保護区保護司会 光支部	支部長	小川 善昭	
	光市更生保護女性会	会長	大下 章子	
	光市大和更生保護女性会	会長	森山 和子	
学校関係 者	光市小学校長会	光市立上島田小 学校校長	福田 康子	
	光市中学校長会	光市立室積中学 校校長	田中 康夫	
	光市高等学校代表	山口県立光高等 学校校長	中村 直樹	
市・教育委 員会	環境市民部生活安全課	生活安全課長	山根 猛寿	光市再犯防止推進 計画策定委員会設 置要綱第3条第2 項に基づく関係団 体等から市長が適 当と認める者
	福祉保健部福祉総務課	福祉総務課長	岡村 光泰	
	教育委員会学校教育課	学校教育課長	岩政 浩二	

第2次光市再犯防止推進計画

発行日 令和8年3月

発行 山口県光市

編集 光市環境市民部人権推進課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

TEL 0833 - 72 - 1459

FAX 0833 - 72 - 3919

Eメール jinkensuishin@city.hikari.lg.jp